

認定産業標準作成機関制度に関する  
ガイドライン

令和8年3月31日

経済産業省 イノベーション・環境局 基準認証政策課

## 【凡例】

「法」	産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）
「主務大臣政令」	産業標準化法第 71 条第 1 項の主務大臣等を定める政令 （平成 12 年政令第 296 号）
「認定機関政令」	産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令 （昭和 55 年政令第 266 号）
「規則」	産業標準化法施行規則（昭和 24 年総理府・文部省・厚生 省・農林省・通商産業省・運輸省・郵政省・電気通信省・ 労働省・建設省令第 1 号）
「機関命令」	産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平 成 30 年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産 省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）
「電磁的記録保存規則」	産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情 報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 7 号）
「電磁的保存告示」	産業標準化法に係る電磁的方法による保存を行う場合に 確保するよう努めなければならない基準（平成 17 年内閣 府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済 産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）
「電子申請基準告示」	電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者の使用に係 る電子計算機の基準（平成 30 年内閣府・総務省・文部科 学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・ 環境省告示第 2 号）
「電子申請様式告示」	電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者があ らかじめ提出すべき書面等の様式（平成 30 年経済産業省 告示第 218 号）
「WTO/TBT 協定」	World Trade Organization（世界貿易機関）/Technical Barriers to Trade（貿易の技術的障害に関する協定）

## (目次)

1. 認定機関制度の概要	
2. 認定	
2. 1 認定の申請（法第22条第2項）	4
2. 2 認定の基準（法第22条第3項）	13
2. 3 認定の更新（法第23条）	25
2. 4 変更の認定等（法第24条）	26
2. 5 廃止の届出（法第25条）	29
3. 改善命令、認定の取消し、帳簿の記載、報告徴収及び立入検査	
3. 1 改善命令（法第26条）	30
3. 2 認定の取消し（法第27条）	31
3. 3 帳簿の記載（法第28条）	32
3. 4 報告徴収及び立入検査（法第29条）	36
4. 産業標準の案の作成と審議及び制定等	
4. 1 産業標準の案の作成と審議	37
4. 2 認定範囲に含まれる産業標準の制定等を主務大臣が必要と認める 場合	42
4. 3 認定範囲に含まれる産業標準の5年見直し	44
5. その他	
5. 1 資料等の公表（機関命令第11条）	46
5. 2 電子情報処理組織による手続の特例（機関命令第16条）	47
5. 3 識別番号等の通知（機関命令第17条）	48

本ガイドラインは、産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関制度（以下「認定機関制度」という。）における留意事項等に関して、その考え方の詳細を示すことで当該制度の適切な活用を目指すものである。

## 1 認定機関制度の概要

認定機関制度は、平成30年の法改正により創設された、産業標準の案の作成に関する知識及び能力を有する団体等を認定産業標準作成機関（以下「認定機関」という。）として主務大臣が認定する制度である。この制度は、認定機関が作成した産業標準の案について、日本産業標準調査会（平成30年の法改正により日本工業標準調査会から改称。以下「JISC」という。）での審議を経ずに、主務大臣が制定、確認、改正又は廃止（以下「制定等」という。）を行うことを可能にするものである。

この制度は、迅速な産業標準の制定等が図れるだけでなく、それらの過程において民間の知識及び能力がより効果的に活用されることを期待するものである。

## 2 認定

認定とは、作成しようとする産業標準の案の範囲（以下「認定範囲」という。）において、法令で定められた基準を満たしていることを証する申請書類を付して主務大臣に申請した者について、主務大臣がその事実を確認し、認定機関として認める行為である。

その認定の基準は、作成しようとする産業標準の案の作成の業務（以下「産業標準作成業務」という。）に従事する者や、産業標準作成業務を統括管理する責任者（以下「産業標準作成責任者」という。）、産業標準の案の作成及び審議を行う委員会（以下「産業標準作成委員会」という。）等に関するものが法令で規定されている。

### 2. 1 認定の申請（法第22条第2項）

#### 法第22条第2項

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名
- 二 作成しようとする産業標準の案の範囲
- 三 作成しようとする産業標準の案の作成の業務（以下「産業標準作成業務」という。）に従事する者の知識及び能力に関する事項
- 四 産業標準作成業務の実施の方法
- 五 産業標準作成業務の実施体制

#### 法第72条

2 第四章における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、第二十二條第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属する事業を所管する大臣及び経済産業大臣とする。

#### 機関命令第2条

法第二十二條第二項の規定による申請は、様式第一による申請書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十二條第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを証する書類
- 三 作成しようとする産業標準の案の一覧表

- 四 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第二十二条第三項第一号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類
- 五 産業標準作成責任者（第四条第四号に規定する産業標準作成責任者をいう。以下この号並びに次条第一号及び第二号において同じ。）に関する次に掲げる書類
- イ 産業標準作成責任者の氏名及び略歴を記載した書類
  - ロ 申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類
  - ハ 申請者が法人である場合であって、ロに該当しない場合においては、雇用契約書の写しその他申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が法第二十二条第三項第一号イ及びロに該当しないことを証する書類
  - ニ 次条第一号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類
- 六 産業標準作成業務に従事する者（前号イに掲げる者を除く。）の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類
- 七 産業標準作成業務に従事する者が受講した次条第三号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあっては、その旨を証する書類）
- 八 産業標準作成業務に関する組織図
- 九 産業標準作成委員会（第四条第二号に規定する産業標準作成委員会をいう。）の構成員の氏名、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載した書類
- 十 第四条第三号及び第五号から第九号までの認定の基準に適合することを確保するための規程
- 十一 その他主務大臣が必要と認める書類

#### 機関命令第14条

認定産業標準作成機関は、第二条第二項第三号に規定する一覧表を少なくとも六月に一回、作成し、主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

法第22条第1項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第22条第2項及び機関命令第2条第2項の規定に基づく申請書類を作成し、経済産業大臣経由で主務大臣に提出しなければならない。

認定の審査は、基本的に申請書に基づいて実施するが、申請内容が認定基準を満たしているかを確認する上で業務の実施状況等を把握する必要がある場合、現地調査を実施する可能性がある。

申請する認定範囲によっては主務大臣が複数となる場合もあるが、申請書類の提出先は一元的に経済産業大臣としている。これは、産業標準の主務大臣にかかわらず、認定機関制度全体の統一性の観点から経済産業大臣は認定機関の主務大臣として必ず入ることとされており（法第72条第2項）、経済産業大臣を経由することにより、事務効率化を図るものである。（機関命令第2条第1項）

申請者は、機関命令において規定する様式第1「認定（認定の更新）申請書」及び同申請書に記載されている別紙書類について、次の（ア）～（ス）に記載の内容に留意して提出する。

（ア）「認定（認定の更新）を受けようとする産業標準作成機関」及び「役員の氏名及び役職名」の欄（機関命令 様式第1）

ホームページアドレスについては、認定機関業務に関する各種の公表を行うホームページアドレス（URL）を記載すること。役員の氏名及び役職名については、全役員<sup>注</sup>を記載すること。役員が多数の場合は、別表とすることも可能である。

注）法人の場合は、産業標準作成業務に関与しない役員であっても記載する（会員理事は含むが監事は除く）。

（イ）作成しようとする産業標準の案の範囲（機関命令 様式第1）

作成しようとする産業標準の案の範囲を定義する上では、様式第1の別表に示す部門記号に基づく区分を活用することが望ましいが、区分よりも狭い範囲を具体的に記載して申請することも可能である。特定分野の一領域のみを認定範囲とする場合、当該領域とその周辺領域との差異を明確にするよう努めなければならない。

例）認定範囲の記載例

区分	範囲（左記の区分に応じ下記の範囲に限る）
土木及び建築	試験、検査、測量
	建具 ※以下に限る。 ・~~~~ ・~~~~
一般機械	工具

鉄鋼	鋼材 ※〇〇に限る。
化学	化学分析
その他	溶接関係

(ウ) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（機関命令第2条第2項第1号）  
申請者の業務内容及び目的を示す定款並びに氏名又は名称、住所、代表者及び役員  
の氏名を示す登記事項証明書を別紙書類として提出すること。

定款には、認定機関として産業標準作成業務を実施する旨が記載されている  
ことが望ましい。認定を受ける前に定款を改正することが困難な場合、例えば、  
J I S 原案作成団体としての業務を実施しているといった産業標準作成業務に  
関する内容が確認できる資料とすることも可能である。

「又はこれらに準ずるもの」と規定しているのは、定款等を有さない任意団体の  
場合を想定したものであり、具体的には、定款に準ずるものとして業務内容や  
目的を記載した規約や会則が、登記事項証明書に準ずるものとして名称や所在地、  
構成員の氏名等を証する書類が該当する。

(エ) 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していることを  
証する書類（機関命令第2条第2項第2号）

申請者は、経理的基礎を有することを証する必要がある（2. 2（3）①  
参照）。具体的には、単年の事業計画書、収支予算書及び財務諸表が該当する。  
収支予算書及び財務諸表については、中期的な観点からの確認となるため、  
直近3年分の書類を提出することが望ましい。

(オ) 作成しようとする産業標準の案の一覧表（機関命令第2条第2項第3号）

作成しようとする産業標準の案の一覧表とは、(イ) に掲げる認定範囲に  
含まれる産業標準の案を過不足なく記載したものである。これは「作成しよう  
とする」産業標準の案についての一覧表であるため、申請者が申請時点で具体的な  
改正等の計画がない産業標準についても記載することも可能である。制定や  
廃止によって記載する産業標準に変更が生じた場合は、速やかに軽微な変更の  
届出を行わなければならない（2. 4（4）参照）。

なお、認定機関は、作成しようとする産業標準の案の一覧表については軽微な  
変更とは関係なく、機関命令第14条の規定に基づき、少なくとも6月に1回  
作成し主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

法第22条第2項第2号において認定範囲が、同項の委任を受けた機関命令  
第2条第2項第3号において作成しようとする産業標準の案の一覧表がそれぞれ  
規定されているが、これは、制定や廃止により認定範囲に含まれる産業標準が

変動するという実態を考慮したものであり、認定範囲について変更を行う場合は主務大臣への申請が必要となるが、作成しようとする産業標準の案の一覧表について変更を行う場合は、軽微な変更の届出としている。このため、認定機関は認定範囲と実態に乖離が生じないように、作成しようとする産業標準の案の一覧表の管理に努めなければならない。この点において、法第12条の規定により、原案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出る権利が全ての利害関係人に認められていることから、例えば、認定機関制度を十分に理解していない者が認定範囲の産業標準の原案を作成するといった、外的要因による乖離が生じる可能性について完全には否定できない。このことから、認定機関が上記のような実態を把握した場合や国から情報提供があった場合は、速やかに認定範囲の修正を行う等、適切な対応をとる必要がある。

申請者と異なる団体等が管理している産業標準を認定範囲に含め、一覧表に記載することも可能である。申請者とは異なる団体がJIS原案作成団体である場合は、当該団体の了解を事前に得た上で次の例のように備考欄等に記載することが望ましい。

例) 作成しようとする産業標準の案の一覧表

作成しようとする 産業標準の案の範囲	規格番号	規格名称	備考
〇〇〇	N 1 2 3 4	~~~~	
〇〇〇	N 1 2 3 5	~~~~	
△△△	U 2 3 4 5	~~~~	××団体
□□□	Y 3 4 5 6 - 1	~~~~	
□□□	Y 3 4 5 6 - 2	~~~~	

※認定範囲と産業標準の関係性が明確となるように作成する。

(カ) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第22条第3項第1号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類（機関命令第2条第2項第4号）

公的機関が発行する証明書の準備が困難な場合、申請者（申請者が法人の場合にあっては、その法人及びその法人の役員）の氏名及び住所を記載した上で、申請者が法第22条第3項第1号イからハまでのいずれにも該当しないことを証明した書類を申請者本人又は申請者の代表者が作成することも可能である。会員企業が役員である場合等、代表者が証することが困難である場合は、当該役員自らが証することも可能である。

「その法人の業務を行う役員」とは、具体的には株式会社の取締役や非営利法人の理事等を指し、法人の業務を監査する者は、法人の役員であっても業務を行う役員には含まない。

(キ) 産業標準作成責任者に関する書類（機関命令第2条第2項第5号）

様式第1とともに提出する別紙書類に関する留意事項は、次のa～dの記載による。

a. 産業標準作成責任者の氏名及び略歴を記載した書類（同号イ）

略歴には、産業標準の案の作成等に関連する事項を記載すること（学歴等の産業標準の案の作成と関係のない内容は不要とする）。

機関命令第3条第1号に適合していることを略歴によって証する場合は、役職名や肩書きだけでなく、例えば、J I S原案作成実績やJ I S Cの専門委員会での審議実績等の経歴の詳細を記載すること。また、産業標準の案の作成の実務経験年数が5年以上であることを証するため、業務の始期及び終期の年月を記載すること。

略歴は、申請者が所属する団体等の人事に携わる部署や担当者が発行することが望ましいが、機関命令第3条第1号に適合している履歴を人事担当者が把握していない場合は、本人が記載したものを人事に携わる部署や担当者等が確認し証明したものを提出することも可能である。

b. 申請者が法人である場合であって、産業標準作成責任者が当該申請者の役員である場合においては、その旨を証する書類（同号ロ）

産業標準作成責任者が役員である必要はないが、役員である場合は、役員である旨を証する書類を添付する。（ウ）に掲げる登記事項証明書によって役員であることが証明できれば、提出は不要とする。

c. 申請者が法人である場合であって、当該申請者の役員でない場合においては、雇用契約書の写しその他申請者の産業標準作成責任者に対する使用関係を証する書類及び産業標準作成責任者が法第22条第3項第1号イ及びロに該当しないことを証する書類（同号ハ）

産業標準作成責任者が役員でない場合は、申請者と雇用関係にあることを証する書類を提出すること。法第22条第3項第1号イ及びロに該当しないことを証する書類は、（カ）に掲げるものと同様とする。

d. 機関命令第3条第1号に規定する実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められることを証する書類（同号ニ）

aにより基準に適合していることが証明できない場合は、基準に適合していることを証する書類を提出すること（実務の経験として認められる基準については、2. 2（2）を参照。）。

(ク) 産業標準作成業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類（機関命令第2条第2項第6号）

略歴についての留意事項は、(キ) aに掲げるものと同様とする。

担当する業務の範囲については、認定範囲において、機関命令第4条及び第11条から第16条に規定されている内容に漏れがないよう記載すること。産業標準作成業務に従事する者が複数となる場合は、当該業務を分担する形で記載することも可能であり、認定範囲における全ての業務を一人が担当する形とする必要はない。

(ケ) 産業標準作成業務に従事する者が受講した機関命令第3条第3号に規定する講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに当該講習の内容及び時間を記した書類（当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあつては、その旨を証する書類）（機関命令第2条第2項第7号）

a. 講習の修了証の写し又はこれに類する書類

講習の詳細については、2. 2（2）③（イ）に記載のとおりとする。認定機関自らが講習を実施し修了証を発行していない場合は、当該講習を実施する責任者が発行した修了証に類する書類を提出することも可能である。ただし、産業標準作成業務に従事する者自らが作成する書類は不可とする。

b. 当該講習の内容及び時間を記した書類

機関命令第3条第3号に適合することが確認できる講習の内容及び時間を記した書類を提出すること。対外的に公表されている講習であれば、講習内容及び時間を確認することができる受講要領等を提出すること。認定機関自らが講習を実施している場合は、講習の実施者が作成する実施要領等とすることも可能である。ただし、講習を受講する側である産業標準作成業務に従事する者自らが作成する書類は不可とする。

c. 当該講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者にあつては、その旨を証する書類

該当する書類の例としては、次のものが挙げられる。講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有する者自らが作成する書類は不可とする。

- ・ Z 8 3 0 1 に関する講習を受講していない場合、実績に基づいて知識を有していることを証する書類
- ・ 産業標準作成責任者が講習のテキストを作成し、講師として講習を実施した実績によって証するための資料

(コ) 産業標準作成業務に関する組織図（機関命令第 2 条第 2 項第 8 号）

申請者が認定の基準を満たした実施体制（2. 2（3）参照）の下、産業標準作成業務を中長期的に実施できることを証するための書類となる。

次の点に留意しつつ、代表者、役員及び産業標準作成業務を実施する部署名等に関する組織図を具体的に図示すること。

- a. 役員の所掌範囲を明確にすること
- b. 産業標準作成業務を実施する部署を記載すること
- c. 複数の部署で産業標準作成業務を実施する場合は、その業務の所掌の差異について、組織図の欄外等に端的に記載すること
- d. 産業標準作成業務に関係のない部署は参考情報として記載すること  
（最上位の組織のみでよい）
- e. 申請書に記載した住所以外の場所で産業標準作成業務を実施する場合は、当該住所及び部署名を欄外等に記載すること
- f. 産業標準作成業務の公正性に影響を与えるおそれのある部署は、公正性を確保できるような体制となっていることを組織図で明らかにすること  
例) 認証業務を行っている場合の認証部門  
鋳工業品の J I S 案を作成する場合の生産等の利害関係部門
- g. 産業標準作成責任者が置かれる部署を記載し、産業標準作成業務に従事する者を統括する体制になっていることを明確にすること
- h. 産業標準作成委員会を設置する部署を明確にし、産業標準作成委員会の名称を記載すること
- i. 産業標準作成委員会と産業標準の素案を作成する会議体（ワーキンググループ、以下「WG」という。）を設置する場合（2. 2（3）②（ア）参照）は、その位置づけを明確にすること

(サ) 産業標準作成委員会の構成員の氏名、所属する機関又は法人の名称、所属する部署及び役職名を記載した書類（機関命令第2条第2項第9号）

産業標準作成委員会の構成員について、氏名、所属団体の名称並びに当該団体における所属部署及び役職名を記載した資料を提出すること。併せて、機関命令第2条第2項第11号の規定に基づき、各構成員の属性（「中立者」、「生産者」、「使用者」等）についても記載すること。必要に応じ、産業標準作成委員会の運営部門（以下「事務局」という。）・関係者（オブザーバー）の情報についても記載すること。産業標準作成委員会のほかに設置するWGの構成員の名簿等の提出は不要とする。

(シ) 第4条第3号及び第5号から第9号までの認定の基準に適合することを確保するための規程（機関命令第2条第2項第10号）

第4条第3号及び第5号から第9号までの認定の基準に適合することを確保するため、認定機関の規程として定めたものを提出すること。

(ス) その他主務大臣が必要と認める書類（機関命令第2条第2項第11号）

上記(ア)～(シ)に記載した書類で認定の基準に適合していることを十分に確認できない場合には、必要に応じて書類の提出を求めることがある。例えば、次の書類が想定される。

- ・産業標準作成委員会の所掌範囲を示した書類

産業標準作成委員会を複数設置する場合に、それらの所掌範囲が認定範囲と一致し、実施体制が確保できていることを証する必要がある。

- ・WGの位置付けに関する規程（2.2(3)③(ウ)参照）

WGで作成した素案を踏まえて産業標準作成委員会が産業標準の案の作成及び審議を行う場合は、当該産業標準の案が適切なものとなるように認定機関は配慮する必要がある。例えば、WGの名簿や素案の検討過程といった情報を委員に提供し、産業標準作成委員会における審議で公正性等について検討できるようにする等の対応が想定される。認定機関は、こうした対応について規程に定め、WGとの関係性について証する必要がある。

- ・機関命令第9条第1項第5号に規定する委託契約に関する事項及び契約書の写し

産業標準作成業務を実施するにあたり、認定機関ではない外部組織に一部業務（認定の基準に直接に関係のあるものを除く。）を委託する場合、中長期的に安定的な業務の実施が可能であることを証する必要がある。

## 2. 2 認定の基準（法第22条第3項）

### （1）申請者の欠格要件

#### 法第22条第3項第1号

- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。
- 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
    - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
    - ロ 第二十七条の規定により第一項の認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
    - ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイ又はロに該当する者があるもの

申請者が法第22条第3項第1号イからハのいずれかに該当する場合には、認定機関の公正性の観点から認定を受けることはできない。

「その業務を行う役員」とは、具体的には株式会社の取締役、公益法人の理事等を指す。ただし、法人の業務を監査する者は、法人の役員であっても業務を行う役員には含まない。

### （2）産業標準作成業務に従事する者

#### 法第22条第3項第2号及び第3号

- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。
- 二 産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務について十分な知識及び能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること。
  - 三 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制が、産業標準の案を作成する業務を適正かつ円滑に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

#### 機関命令第3条

- 第三条 法第二十二条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 産業標準作成責任者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し五年以上の実務の経験を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。
  - 二 産業標準作成責任者が、法第二十二条第三項第一号イ又はロに該当しないこと

三 産業標準作成業務に従事する者が、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し一年以上の実務の経験を有し、かつ、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及び日本産業規格 Z 八三〇一に係る講習を修了していること。

機関命令第 4 条第 4 号

第四条 法第二十二条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

四 産業標準作成業務に従事する者のうち、当該業務を統括管理する責任者（以下「産業標準作成責任者」という。）を選任していること。

機関命令第 12 条第 1 項及び第 2 項

第十二条 産業標準作成責任者は、第二条第二項第十号に規定する規程の制定、改廃及び管理並びに周知について統括しなければならない。

2 産業標準作成責任者は、産業標準作成業務に従事する者に対して、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及び日本産業規格 Z 八三〇一に係る教育訓練を継続的に実施しなければならない。

産業標準作成業務に従事する者は、業務の範囲に属する技術等に関する専門的な知識が求められる。求められる能力とそれに対応する業務における主たるものは次表のとおりである。業務 1～4 の全てが産業標準作成業務となるが、産業標準の案を作成する業務は業務 2 及び 3 に該当する。

求められる能力		対応する業務	
1	産業標準の案を審議する会議体の構成・日程等の調整能力	1	利害関係者や日程等の調整
2	産業標準に関する議論を理解する専門的能力	2	委員会等における意見調整
3	審議結果を踏まえ、技術的要件等を適切に文書化する専門的能力	3	産業標準の案の執筆
4	産業標準の案について、誤字脱字等を修正する能力	4	産業標準の案の校正

具体的には、以下に掲げる者は産業標準作成業務に従事する者には該当しない。

- ・産業標準作成委員会の委員長及び委員 ※事務局職員でないため。

- ・産業標準作成委員会の関係者（オブザーバー等）
- ・産業標準の案の校正のみを行う職員
- ・産業標準作成業務に関する補助業務や事務手続等のみを行う職員

①産業標準作成責任者の選任と認定の基準（機関命令第3条第1号及び第2号、第4条第4号）

認定機関は、産業標準作成業務に従事する者の中から、当該業務を統括管理する責任者として産業標準作成責任者を最低一名選任しなければならない。なお、人事異動等を考慮して、主務省令で定める基準に適合する者を代理又は副責任者として選任しておき、変更の必要が生じた場合には、主務大臣への速やかな申請が可能な体制を確保することが望ましい。

産業標準作成責任者は、産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し、5年以上の実務の経験を有していることが必要である（該当する業務内容については、2.2(2)③(ア)を参照。）。産業標準作成責任者は、業務を統括管理し、産業標準作成業務に従事する者への教育訓練等の実施が求められることから（機関命令第12条第1項及び第2項）、管理職であることが望ましい。

②産業標準作成責任者の責務（機関命令第12条第1項及び第2項）

認定の基準とは別に、産業標準作成責任者は、認定された基準に基づき産業標準作成業務が適切に行われるよう業務の全体を統括管理し、産業標準作成業務に従事する者の知識及び能力の維持に努める責務がある。求められる責務は、次の2点である。

(ア) 機関命令第2条第2項第10号に規定する規程の制定、改廃及び管理並びに周知に関する統括

機関命令第2条第2項第10号の規定に基づき制定された規程について、産業標準作成責任者は、その制定・改正・廃止や管理、周知について統括しなければならない。なお、周知を行う対象は、産業標準作成業務に従事する者及び当該規程に関係する産業標準作成委員会の委員等に加え、産業標準作成業務の一部を他に委託している場合には、その委託先等も含むこととする。

(イ) 産業標準作成業務に従事する者に対する、当該業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための当該業務に関する法令、当該業務の実施の方法及びJIS Z 8301に係る教育訓練の継続的な実施

産業標準作成責任者は、産業標準作成業務に従事する者の知識及び能力を維持・向上させなければならない。なお、産業標準作成業務においては、基礎的知識及び能力に加えて日常の業務における教育訓練が重要であり、講習という形が適切な形式とは限らないため、修了書の発行・取得までは求めていない。

③産業標準作成業務に従事する者の認定の基準（機関命令第3条第3号）

産業標準作成業務に従事する者に求められる条件は、次の（ア）及び（イ）とする。

（ア）産業標準の案を作成する業務又はこれに類似する業務に関し、1年以上の実務の経験を有していること

産業標準の案を作成する業務の具体例として、次のような産業標準作成業務が該当する。実務の経験は、業務の範囲（機関命令第2条第2項第6号）に属する技術等に関する標準化についての経験となる。

- ・ J I S Cにおける産業標準に関する調査審議等の業務
- ・ J I S 原案作成委員会における J I S 原案作成業務
- ・ 産業標準作成委員会委員業務

ただし、上記表のとおり、次の産業標準作成業務は産業標準の案を作成する業務には該当しない。

- ・ J I S 案の校正業務
- ・ J I S 原案作成委託事業等の委託管理業務
- ・ 標準化に関する調査、研究及び試験等の業務

また、産業標準の案を作成する業務に類似する業務としては、次の業務が該当する。

- ・ I S O、I E C等の国際標準化活動における議長、コンビナー、プロジェクトリーダー、幹事国業務、国内対策委員長・分科会長、主査等の国際規格作成業務
- ・ J I S の原案作成と類似した団体規格等の規格作成業務

（イ）産業標準の案を作成する業務を適切に行うために必要な知識及び能力を習得するための講習を修了していること

講習の具体的な内容は次の a ～ c であり、講習内容及び講習時間が表 1 の基準を満たしている必要がある。講習の実施者については、講習を実施する能力を備えていれば制限はないため、講習の実施者は認定機関に所属する者でも良い。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

a. 産業標準の案を作成する業務に関する法令

産業標準の案を作成する業務に関する法令とは、産業標準化法及び機関命令を含む関係法令を指している。

b. 産業標準の案を作成する業務の実施の方法

産業標準の案を作成する業務の実施の方法とは、機関命令や規則等に基づき規程類等に定めている産業標準の案を作成する業務（2. 2 (2) ③ (ア) において記載した業務。但し類似の業務は含まない。）を実施するための方法を指す。具体的には、J I S 案の作成の着手から申出までにおいて（J I S の制定等の後に行う5年以内の見直しを含む）遵守すべき事項である。これに該当するものとして、W T O / T B T 協定に基づく作業計画及び意見受付の実施や産業標準作成委員会の運営方法、J I S C や経済産業省が定めているマニュアル及びガイドライン等に記載されている事項、既存のJ I S や国際規格及びその動向などを踏まえたJ I S 案の作成方法やその留意事項が挙げられる。

なお、法令に係る産業標準の案を作成する上で留意すべき事項についても講習を実施する必要がある。また、J I S マークについても同様に、留意すべき事項について講習を実施する必要がある。

c. J I S Z 8 3 0 1（規格票の様式及び作成方法）に関する講習

産業標準において規定する内容が理解しやすいものであり、国際規格との対比も容易に行えることが望ましく、産業標準の様式及び作成方法が統一されていることは重要である。このため、産業標準作成業務に従事する者は、J I S Z 8 3 0 1 に関する講習を修了する必要がある。

【表1. 講習の実施例】

科目	内容	時間
法令	産業標準化法関連法令について	1. 5時間
実施の方法	産業標準の案の作成の着手から申出までにおいて遵守しなければならない事項 （法令に係っている産業標準を扱う場合に留意すべき事項、W T O / T B T 協定に基づく手続、J I S C や経済産業省が定めているマニュアル及びガイドライン等、特許権等を含むJ I S の制定等に関する手続、日本産業規格等に関する著作権の取扱い方針について等）	1. 5時間
	業務の範囲に応じた実施の方法（J I S 及び国際規格の概要及びその動向などを踏まえたJ I S 案の作成方法及び留意事項等）	0. 5時間

	J I Sマーク対象のJ I Sを扱う場合に留意すべき事項及びJ I Sマーク関連法令概要	1. 0時間
Z 8 3 0 1	Z 8 3 0 1に関する概要（一般原則、構成、適用範囲、引用規格、試験方法の規定、適合性評価、製品規格のまとめ方、作成しようとする産業標準の案に係る国際規格との対比表の作成方法など）	1. 5時間
理解度テスト又はレポート	理解度テスト（合格基準を定めること）又は講習範囲の課題についてレポート（C P D）を提出させ、可否を評価する。	

### （3）産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制

<p><u>法第22条第3項第3号</u></p> <p>三 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制が、産業標準の案を作成する業務を適正かつ円滑に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>機関命令第4条</u></p> <p>法第二十二条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 産業標準作成業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有していること。</p> <p>二 産業標準の案の作成及び審議を行う委員会（以下「産業標準作成委員会」という。）を設置していること。</p> <p>三 産業標準作成委員会の構成員の構成が、学識経験者、生産者、使用者及び消費者その他の作成しようとする産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する全ての者の意向を反映するよう配慮されていること。</p> <p>四 産業標準作成業務に従事する者のうち、当該業務を統括管理する責任者（以下「産業標準作成責任者」という。）を選任していること。</p> <p>五 産業標準作成業務の公正性を確保するために必要な方法が適切に定められていること。</p> <p>六 作成しようとする産業標準の案に係る国際規格（国際標準化機構、国際電気標準会議その他国際標準に関する国際団体が定める国際標準をいう。以下同じ。）及び既存の日本産業規格に係る調査の方法並びに当該産業標準の案が産業標準として適切なものであることを確認するための方法が適切に定められていること。</p> <p>七 産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する者が産業標準作成委員会に参加するための方法が適切に定められていること。</p>
---

八 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の作成の過程において当該案に係る実質的な利害関係を有する者からの当該案の作成に対する異議申立てを受け付ける方法及び当該異議申立てに対する処理方法が適切に定められていること。

九 産業標準の制定、改正又は廃止の案の申出前に、当該案に係る実質的な利害関係を有する者からの当該案に対する意見を受け付ける方法が適切に定められていること。

認定機関は、産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制において、次の①～④の基準全てを満たさなければならない。

#### ①経理的基礎（機関命令第4条第1号）

認定機関は、産業標準作成業務を安定的かつ継続的に実施することが求められる。このため、認定機関は事業計画に産業標準作成業務を位置づけ、事業継続に必要な資金等が確保できることを収支予算書及び財務諸表によって明らかにする必要がある。

産業標準作成業務以外の業務を行っている場合は、業務の公正性の観点から区分経理が行われていることを証する必要がある。ただし、産業標準作成業務と国際標準化業務（ISO／IEC等の作成や提案等）を一体的に行っている場合など、産業標準作成業務に関連する業務について区分経理することが困難である場合は、これら関連業務を区分経理する必要はない。

#### ②産業標準作成委員会

次のとおりとする。

##### (ア) 産業標準作成委員会の設置（機関命令第4条第2号）

産業標準作成委員会の設置においては、次の2つの場合が想定される。

- a. 既存の原案作成委員会を母体とすること等により、産業標準作成委員会のみを設置する場合
- b. 既存の原案作成委員会を母体とすること等により、産業標準作成委員会とは別にWGを設置する場合

a の場合は、産業標準の案の作成から審議まで、全ての工程が産業標準作成委員会のみで完結する場合となる。b の場合は、産業標準の案を作成・審議するにあたり、当該産業標準の案が関係する分野の団体等が有する知識及び能力を効果的に活用するため、その素案の作成を外部組織等に委託する場合となる。

WGについては、認定機関の内部組織とする場合と、外部組織とする場合があるが、前者の場合は、内部組織であることが明確となるよう組織図（機関

命令第2条第2項第8号)に記載する。後者の場合は、認定機関はWGとの間に長期契約を締結する等し、産業標準作成業務を安定的かつ継続的に実施可能であることを証する必要がある。

なお、WGに対しては「公正・中立であること」及び「透明性が確保されていること」は必ずしも求められない。

#### (イ) 構成員の構成（機関命令第4条第3号）

産業標準作成委員会の構成員（以下「委員」という。）の構成については、学識経験者に加え、生産者、使用者及び消費者その他の作成しようとする産業標準の案に係る実質的な利害関係を有する者（以下「実質的な利害関係者」という。）全ての意向を反映するよう配慮しなければならない。具体的には、中立者、生産者、消費者の三者構成とし、生産者又は消費者が半数以下であることが求められる。実質的な利害関係者としては、例えば以下の者が該当する。

- ・ 産業標準の案に関係する商品等の生産者
- ・ (電磁的記録の場合は) 電磁的記録作成事業者
- ・ (役務の場合は) 役務提供事業者
- ・ 使用消費者及び販売者
- ・ 産業標準の案に関連する特許権等の権利を有する者
- ・ (産業標準の案に基づき認証を想定している場合は) 想定される被認証者や認定・認証機関

法令に関係する産業標準の案を作成する場合は、関係省庁（業所管、法令担当）に対して、委員又はオブザーバーとしての参加を求めなければならない。関係省庁からの参加が望めない場合は、関係者省庁に代わる中立者として、関係省庁からの推薦を受ける等した有識者に委員又はオブザーバーとしての参加を求める必要がある。

#### (ウ) 国際規格等に係る調査の方法等（機関命令第4条第6号）

認定機関は、ISO/IEC等の公表物の確認や国際審議活動への具体的な参画等により、最新の国際規格動向を把握し、作成しようとする産業標準の案が適切なものであることを確認しなければならない。

認定機関に求められる事項は、次の4点について規程類に定めなければならない。

- ・ 対応する国際規格を含む既存の産業標準について調査する方法
- ・ 対応する国際規格との整合性を確保する方法
- ・ 既存の産業標準との重複及び矛盾を避ける方法
- ・ 産業標準の案が適切なものであることを確認する方法

(エ) 産業標準作成委員会に参加するための方法（機関命令第4条第7号）

産業標準の案は、全ての実質的な利害関係者の意向を反映しなければならないため、その作成や審議の場に実質的な利害関係者が参加する機会が確保されていることが重要である。具体的には、認定機関に求められる事項は次の2点が挙げられる。

- ・産業標準の案の作成着手が決定された旨をJISCのホームページに公表し、国内外の実質的な利害関係者に対して産業標準の案の作成に対して意見陳述の機会を確保していること
- ・産業標準作成委員会の審議開催について、認定機関のホームページに公開し、国内外の実質的な利害関係者に対して意見陳述の機会を確保していること

これらの事項を満たすため、認定機関は実質的な利害関係者が産業標準作成委員会に参加するための方法を規程類に適切に定め、認定機関のホームページにおいて公表しなければならない。

実質的な利害関係者から産業標準作成委員会への参画について要望があった場合は、合理的な理由があれば参画を認めないことも可能である。その場合、例えば、産業標準作成委員会において了承を得た後に、要望を行った者に対してその理由を説明することが想定される。

なお、「産業標準の案に係る実質的な利害関係者」とあることから、利害関係者でない者に参画の機会を確保する必要はない。ただし、実質的な利害関係者に国内外の区別はないため、申請者又は特定の組織の会員企業でないことをもって排除する又は外国人若しくは海外法人であることをもって排除することは認められない。

(オ) 異議申立てを受け付ける方法及び意見を受け付ける方法（機関命令第4条第8号及び第9号）

異議申立て及びWTO/TBT協定上の意見受付について、認定機関はその方法について適切に定めなければならない。

異議申立て及び実質的な利害関係者からの意見があった場合は、その内容を検討し、必要に応じて産業標準の案の技術的内容を変更しなければならない。具体的には、次のとおりとする。

a. 異議申立て

産業標準の案の作成着手から主務大臣に対して申出を行うまでの過程において、当該産業標準の案に係る実質的な利害関係者からの異議申立てを受け付ける方法及び当該異議申立てに対する処理方法について、規程類に定めること。

異議申立てについて、認定機関は少なくとも次の情報をホームページ等で周知すること。

- ・対象となる産業標準の案の情報（作成着手段階から申出に至るまでの期間、審議の段階における情報及び意見受付の段階における情報）
- ・異議申立ての条件（異議申立てを行うことができる者は当該産業標準の案の実質的な利害関係者であること、要する費用の負担者など）
- ・異議申立ての方法（受付窓口等）

#### b. 意見受付

意見受付については、主としてWTO/TBT協定を踏まえてJISCが実施しているJIS案に対する意見受付公告（実施期間は最低60日）が想定されている。

認定機関は、当該公告に相当する方法を規程類に定めるとともに、意見受付の対象となるJIS案の概要及びJIS案を自らのホームページにおいて公表する（WTO/TBT協定との関係から、認定機関が意見受付を公表するホームページのURLは、JISCのホームページにおいて案内すること。当該概要には、少なくとも次の事項が該当する。

#### ○制定又は改正の場合（日本語及び英語の両方について行うこと）

- ・規格番号
- ・規格名称
- ・制定等の目的及びその内容
- ・主な規定項目（改正の場合は改正点）
- ・基礎として用いた国際規格の番号及び同等性記号

#### ○廃止の場合

- ・規格番号
- ・規格名称
- ・廃止の理由

意見受付の実施時期については、産業標準の案の内容に関して、異議申立て又は意見受付によらない大きな変更が生じない段階になれば、産業標準作成委員会における審議の実施時期に関わらず実施してよい。

#### c. 産業標準の案の内容を変更しない場合

実質的な利害関係者からの異議申立て及び意見受付を行った結果受理した異議及び意見については、必ずしも産業標準の案に反映する必要はない。異議及び意見を採用しない判断を行うときは、産業標準作成委員会において了承を得た後に、それらを行った者に対してその理由を説明し、産業標準の

案の申出の経過として帳簿に記載し、申出時の書類にもその経過を記載しなければならない。

### ③公正性の確保（機関命令第4条第5号）

認定機関は、産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制に関し、公正性を確保しなければならない。具体的には、次の（ア）～（エ）の事項に関する公正性を確保することが想定される。これらは、実施の方法や実施体制に関する規程類を整備することによって公正性の確保が可能であるが、（ウ）及び（エ）については規程類の整備だけでなく、個々の産業標準作成業務に従事する者からの誓約書により実効性を確保すること。

#### （ア）産業標準作成業務を行う部署の公正性

部署により業務の範囲としている産業標準の案は異なるため、公正性の内容も異なる。例えば、認証部門との独立性、鉱工業品の産業標準の案が業務の範囲となっている場合は当該鉱工業品の生産部門との独立性、役務の産業標準の案が業務の範囲となっている場合は当該役務提供部門との独立性等が挙げられる。

#### （イ）事務局の公正性

事務局について、作成しようとする産業標準の案に対して公正性が確保されている必要があるため、（ア）と同様に公正性が確保できる体制とする。

#### （ウ）産業標準作成委員会の公正性

産業標準作成委員会の公正性については、2. 2（3）②（イ）に記載した委員の構成により確保すること。産業標準作成委員会とは別に会議体を設置する場合、産業標準作成委員会とWGの関係において公正性を確保できる規程類を整備すること。

また、産業標準の案について公正性を確保する観点から、産業標準作成委員会の委員は、次の4点を遵守しなければならない。

- ・ 産業標準の案の実質的な利害関係者からの利益供与の禁止
- ・ 産業標準の案の作成及び審議において知り得た個別企業の技術情報や生産・流通量等の機密情報に関する守秘義務
- ・ 法令遵守や独占禁止法への配慮
- ・ 信用失墜行為の禁止

(エ) 産業標準作成業務に従事する者の公正性

産業標準作成業務に従事する者が、業務の範囲とする産業標準の案の実質的な利害関係者となることは公正性の観点から認められない。遵守しなければならない事項として、具体的には、次のようなものがあげられる。

- ・ 認証業務との兼業の禁止
- ・ 鉱工業品の産業標準の案が業務の範囲となっている場合、当該鉱工業品の製造等との兼業の禁止
- ・ 役務の産業標準の案が業務の範囲となっている場合、当該役務提供との兼業の禁止
- ・ 産業標準の案の実質的な利害関係者からの利益供与の禁止
- ・ 産業標準の案の作成及び審議において知り得た個別企業の技術情報や生産・流通量等の機密情報に関する守秘義務
- ・ 全ての実質的な利害関係者を平等に扱うため、特定の企業、個人や組織の優遇の禁止
- ・ 法令遵守や独占禁止法への配慮

## 2. 3 認定の更新（法第23条）

### 法第23条

前条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

### 認定機関政令第1条

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二十三条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

### 機関命令第5条

認定産業標準作成機関は、法第二十三条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三月前までに、様式第一による申請書に第二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出している同項各号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して3年である。

認定機関の業務継続を希望する場合は、認定が失効するまでに更新の申請を行う必要がある。具体的には、認定の申請と同じ書類（様式第1及び別紙1～14）を、認定の有効期間が満了する3月前までに経済産業大臣を経由して主務大臣に提出することとする。主務大臣に提出している書類に変更がない場合は、様式第1の「別紙書類一覧」の当該箇所を二重線で消すことにより、提出を省略することができる。

認定の更新にあたっては、申請書類に基づき、認定時と同様の審査が行われる。併せて、法第27条第2号の規定に該当しないことを確認する観点から、機関命令第11条から第15条において規定する産業標準作成業務の実施の状況や規程類の確認も行われる。これらには、帳簿等の確認が必要となることから、現地調査を実施することになる。

なお、認定の更新を終える前に認定が失効することを避けるため、時間的余裕をもち事前に基準認証政策課に相談することが望ましい。

## 2. 4 変更の認定等 (法第24条)

### 法第24条

第二十二条第一項の認定を受けた者（以下「認定産業標準作成機関」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
- 3 第二十二条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の変更の認定について準用する。
- 4 認定産業標準作成機関は、第二十二条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない

### 機関命令第6条

法第二十四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 作成しようとする産業標準の案の範囲の変更
- 二 産業標準作成責任者の変更
- 三 産業標準作成業務に関する組織図の変更
- 四 産業標準作成委員会の新設、統合又は廃止
- 五 産業標準作成委員会の構成員の構成に関する変更
- 六 第二条第二項第十号に規定する規程の変更

### 機関命令第7条

法第二十四条第二項の規定による申請は、様式第二による申請書を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出して行うものとする。

- 2 法第二十四条第二項の主務省令で定める書類は、第二条第二項各号に掲げる書類（法第二十二条第二項の認定若しくはその更新又は法第二十四条第二項の変更の認定の申請書に添付して提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。
- 3 認定産業標準作成機関は、法第二十四条第四項に規定する届出をするときは、様式第三による届出書に変更の事実を証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

認定の内容に変更が生じた場合、その内容により対応の方法が異なる。機関命令第6条第1号から第6号に掲げる変更は、変更前に主務大臣の認定を受ける必要がある。これら以外の変更は、軽微な変更として変更後に遅滞なく主務大臣に届出を行う必要がある。

#### (1) 手続

変更の認定については、経済産業大臣を経由して主務大臣に対し、次の書類を提出すること。

- ・様式第2「変更認定申請書」
- ・変更が必要となる2. 1に記載の申請書類

軽微な変更については、様式第3「軽微変更届」を主務大臣に提出すること。

いずれの場合においても、変更内容を反映した書類に加え、変更箇所の判別を容易にするため、新旧を対照できるものを提出することが望ましい。

#### (2) 産業標準作成委員会の構成員の構成に関する変更

機関命令第6条第5号に規定する産業標準作成委員会の構成員の構成に関する変更とは、例えば、鉱工業品のJIS案を作成及び審議する産業標準作成委員会において、中立者、生産者、使用者及び消費者の区分の比率を変更する場合である。この比率を変更する場合は、公正性に影響を与える可能性があるため、変更の認定が必要となる。

ただし、構成員の比率を変更せずに委員を交代する場合は軽微な変更とする。例えば、生産者委員を他の生産事業者に交代することや、生産者委員を当該委員が所属する法人の別の者に交代すること等が該当する。

#### (3) 変更の認定に関する審査

機関命令第6条第2号から第5号に掲げる変更については比較的形式的な審査となるが、同条第1号に掲げる変更については、追加する範囲の実施体制や実施の方法、知識及び能力に関する事項等の認定の基準に適合するかについても審査する。

また、同条第6号に掲げる変更については、変更した規程類が認定の基準に適合するかについても審査する。

したがって、同条第1号及び第6号に掲げる変更を行う場合は、基準認証政策課に事前の相談を行うことが望ましい。

#### (4) 軽微な変更の対象

機関命令第6条第1号から第6号に掲げる変更以外の変更は、遅滞なく届出が必要となる。例えば、次のものが該当する。

- ・法第22条第2項第1号に該当する変更（認定機関の名称及び住所の変更）
- ・法人の場合、その代表者及び役員の名の変更
- ※法第22条第2項第1号の変更を行った場合は、当該事実を証する登記事項証明書又はこれに準ずる書類の添付が必要となる。
- ・産業標準作成委員会に関する次の変更
  - －委員会名称
  - －委員の交代や委員の所属変更等
  - ※構成員の構成の変更を伴わないものに限る。
- ・産業標準作成業務に従事する者の変更やその業務の範囲の変更
- ・作成しようとする産業標準の案の一覧表の記載内容の変更
- ※認定範囲における産業標準の制定や廃止を行った場合の最新の状況を反映するための変更等が想定される。

## 2. 5 廃止の届出（法第25条）

### 法第25条

認定産業標準作成機関は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

### 機関命令第8条

認定産業標準作成機関は、法第二十五条の規定により廃止の届出をしようとするときは、廃止をしようとする日の六月前までに、様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

認定機関が認定に係る業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の6月前までに、様式第4「業務廃止届出」を主務大臣に提出すること。

認定機関が当該業務を廃止した場合、当該認定機関の認定範囲に含まれる産業標準については、法第18条第3項の規定に基づき、主務大臣が法第11条の規定により制定等を行ったとみなされ、主務大臣は、当該産業標準についてJISCの審議を経て確認等を行うこととなる。併せて、原案作成団体の調整や別の認定機関への移管等、産業標準の維持管理に関する対応をとることになる。

このように、業務の廃止が与える影響は大きいため、廃止を検討する場合は、事前に主務大臣又は基準認証政策課に相談することが望ましい。

認定範囲の一部を産業標準作成業務から除す場合は、廃止の届出ではなく変更の認定（2.4参照）により行うこと。

### 3. 改善命令、認定の取消し、帳簿の記載、報告徴収及び立入検査

#### 3. 1 改善命令（法第26条）

##### 法第26条

主務大臣は、認定産業標準作成機関の産業標準作成業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定産業標準作成機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

主務大臣は、産業標準作成業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定機関に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる旨を規定したものである。

### 3. 2 認定の取消し（法第27条）

#### 法第27条

主務大臣は、認定産業標準作成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 法第十五条第一項、法十八条第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 二 不正の手段により法第二十二条第一項の認定、第二十三条第一項の認定の更新又は第二十四条第一項の変更の認定を受けたことが判明したとき。
- 三 第二十二条第三項一号イ又はハに該当するに至ったとき。
- 四 第二十二条第三項第二号又は第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 五 第二十四条第一項若しくは第四項又は次条の規定に違反したとき。

主務大臣は、認定機関が法第27条第1号から第5号までのいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる旨を規定したものである。

### 3. 3 帳簿の記載（法第28条）

#### 法第28条

認定産業標準作成機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、産業標準作成業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

#### 機関命令第9条

法第二十八条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 制定又は改正の申出を行った産業標準の案
  - 二 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過及び産業標準作成委員会の議事録
  - 三 産業標準作成業務に従事する者に関する事項及びその変更に関する記録
  - 四 産業標準作成業務の実施の方法及び実施体制に関する事項並びにそれらの変更に関する記録
  - 五 産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項に係る帳簿の保存期間は、次の各号に掲げる帳簿の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号に掲げる事項に係る帳簿 産業標準の制定又は改正の日から五年間
  - 二 前項第二号に掲げる事項に係る帳簿 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の日から五年間
  - 三 前項第三号及び第四号に掲げる事項に係る帳簿 その作成の日から現に認定を受けている認定の効力を失った日まで
  - 四 前項第五号に掲げる事項に係る帳簿 その契約の終了の日から五年間

認定機関は、産業標準作成業務が認定の基準に適合する形で適切に実施されていることを証するため、帳簿を作成し、定められた期間保存しなければならない。

主務大臣は、産業標準作成業務が適切に運営されていることを確認するため、必要に応じて報告徴収又は立入検査の実施が可能であり、この際に帳簿の提出や検査を認定機関に求めることがある。また、更新や変更の認定の審査時等においても必要に応じて確認を行うことがある。こうした点を踏まえ、保存期間中においては、帳簿を常に最新の状態に維持し、提出が可能な状態にしておく必要がある。

なお、法第80条第5号の規定により、法第28条の規定に違反した場合は、当該認定機関の役員又は職員は30万円以下の罰金に処せられるとともに、法第27条第5号の規定により、認定の取消し事由となる。

### (1) 帳簿及びその保存期間

作成する帳簿及びその保存期間は、次のとおりとする。帳簿の様式等は自由とし、所定事項が記載されていれば良いこととする。

帳簿の内容	保存期間
制定又は改正の申出を行った産業標準の案	制定又は改正の日から5年間
産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過及び産業標準作成委員会の議事録	産業標準の制定、確認、改正又は廃止の日から5年間
産業標準作成業務に従事する者に関する事項及びその変更に関する記録	作成の日から認定の効力を失った日まで
産業標準作成業務の実施の方法及び実施の体制に関する事項及びそれらの変更に関する記録	
産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する事項	契約満了日から5年間

#### ①制定又は改正の申出を行った産業標準の案

申出の際に添えた産業標準の案が対象であり、産業標準の案を作成・審議する過程で作成されたものについて保存の必要はない。

#### ②産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過及び産業標準作成委員会の議事録

申出までの経過は、J I S 原案作成団体が申出を行う際に提出する書類に相当するものであり、例えば、次の事項を記録したものが想定される。

- ・産業標準の案を作成するにあたって調査・確認した事項（必要性及び期待効果、作成しようとする産業標準の案に関係する国際規格及びその整合性や国際流通への影響、既存のJ I Sとの関係、関連する特許権等。）
- ・原案作成状況（産業標準作成委員会等の開催状況や問題となった事項（少数意見を含む。）等。）
- ・意見受付（期間、意見件数、その内容及びその対応。）
- ・異議申立の内容及び処理結果

産業標準作成委員会の議事録は、開催日時、出席者、議事次第及び議事内容を記録したものとする。

③産業標準作成業務に従事する者に関する事項及びその変更に関する記録

産業標準作成業務に従事する者について、認定の申請時に提出する機関命令第2条第2項第6号及び第7号の事項（氏名、略歴及び担当する業務の範囲、受講した講習の修了書の写し、当該講習の内容及び時間等）を記載した書類を保存すること。

また、第12条第2項に基づく教育訓練の実施記録及び担当する業務の範囲の変更等を行った場合は、その変更履歴も記録すること。

なお、これら事項については、個人別に保存すること。

④産業標準作成業務の実施の方法及び実施の体制に関する事項及びそれらの変更に関する記録

機関命令第2条第2項第10号に規定する規程及びその下位の規程類など産業標準作成業務の実施の方法及び実施の体制に関する事項を保存すること。

規程の改正又は廃止を行う場合は、その履歴を記録し保存すること。

⑤産業標準作成業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する事項

産業標準作成業務の一部を他に委託する場合は、その委託内容及び条件、委託先、委託期間等が記載されている委託契約書等を保存する。具体的には、次の委託が想定される。

- ・ J I S Z 8 3 0 1 に準拠する作業内容の委託
- ・ 作成しようとする産業標準の案に係る国際規格の調査に関する委託
- ・ 産業標準の素案を作成するWGに関する委託

ただし、その設置が認定の基準となっている産業標準作成委員会の委託等は、当該申請者が認定に足る能力を持たないことを示す行為であり、認められない。委託を実施するにあたり疑義がある場合には、あらかじめ基準認証政策課に相談することが望ましい。

(2) 電磁的記録による帳簿の作成及び保存

電磁的記録保存規則第3条（抜粋）

法第三条第一項の主務省令で定める保存は、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の保存とする。

電磁的記録保存規則第4条（抜粋）

民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに

準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法。

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然として形式及び明瞭な状態で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器の表示及び書面を作成できなければならない。

3 民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

#### 電磁的記録保存規則第5条(抜粋)

法第四条第一項の主務省令で定める作成は、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の作成とする。

#### 電磁的記録保存規則第6条(抜粋)

民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

注) この枠内の「法」とは、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)を指す。

帳簿は、書面による作成及び保存ではなく、電磁的記録により作成及び保存することも可能である。その場合、これらの省令の基準に適合し、告示の基準を確保するよう努めなければならない。

### 3. 4 報告徴収及び立入検査（法第29条）

#### 法第29条

主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準作成業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定産業標準作成機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 機関命令第10条

法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第五によるものとする。

主務大臣は、認定機関の業務が適切に行われているか等について確認する必要があると認めるときは、認定機関に対して報告徴収や立入検査を行うことができる旨を規定したものである。

## 4. 産業標準の案の作成と審議及び制定等

### 4. 1 産業標準の案の作成と審議

認定範囲に含まれる産業標準の制定等までの流れは、次の(1)～(3)の順となる。

- (1) 調査
- (2) 産業標準の案の作成及び審議
- (3) 主務大臣への申出

※(3)の後に主務大臣が制定等及び公示を行う。

この流れに沿い、認定機関の発意で産業標準の案の作成及び審議を行う以外にも、作成しようとする産業標準の案に関する国際規格の改正や技術的な陳腐化等により、認定範囲に含まれる産業標準について利害関係者から改正の意見があった場合は、その改正の必要性についての検討を行うことになる。

加えて、認定範囲に含まれる産業標準の内容に対する問合せ対応等も認定機関には求められる。

また、産業標準は、その陳腐化や産業実態からの遊離を防止することが重要であるため、産業標準の制定等から5年毎に、国際規格や市場・技術動向等の調査、他の類似する産業標準や法令等での引用の状況等を調査し、その結果をもって当該産業標準がなお適正であるかどうかについて検討し、改正等の方針を決めなければならない(以下「5年見直し」という)。この5年見直しへの対応も認定機関に求められる(4.3参照)。

#### (1) 調査

##### 機関命令第13条

認定産業標準作成機関は、第四条第六号に規定する調査及び確認に基づき、制定又は改正の申出をしようとする産業標準の案と類似の国際規格が存在する場合又は当該国際規格の制定若しくは改正が見込まれる場合は、可能な限り当該国際規格を当該産業標準の案の基礎として用いるとともに、当該産業標準の案と既存の日本産業規格との内容の重複又は矛盾を避けなければならない。

##### <参考>機関命令第4条第6号

法第二十二条第三項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

六 作成しようとする産業標準の案に関する国際規格(国際標準化機構、国際電気標準会議その他国際標準に関する国際団体が定める国際標準をいう。以下同じ。)及び既存の日本産業規格に係る調査の方法並びに当該産業標準の案が産業標準として適切なものであることを確認するための方法が適切に定められていること。

認定機関は、機関命令第4条第6号の規定に従い、ISO/IEC等の公表物の確認や具体的に国際審議活動に参画するなどして、最新の国際規格動向を把握し、作成しようとする産業標準の案が適切なものであることを確認し、既存の産業標準との内容の重複及び矛盾を避ける観点から、必要に応じて当該産業標準の案の技術的内容を変更できるようにしておかなければならない（2.2(3)参照）。このため、認定機関は、産業標準の案の作成に着手する場合は、対応する国際規格を含む既存の産業標準について事前に調査しなければならない。

WTO/TBT協定附属書3.F.において「標準化機関は、国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を任意規格の基礎として用いる。」と規定されている点からも、上記調査の実施は重要である。

なお、ここで認定機関に求められている調査は、基準認証政策課がすべてのJISの策定見込みを調査する「事前調査」とは別のものである。基準認証政策課で実施する「事前調査」をもって、ここで求められている調査が済んだと解すべきではない。

## （2）産業標準の案の作成及び審議

認定機関は、法第22条に基づく認定を受けたものとして具備する規程類及び実施体制の下、産業標準作成委員会を運営し、産業標準の案の作成及び審議を行う（2.2(3)②参照）。

産業標準の案に関する審議の詳細な内容については、法令で定められている内容を逸脱しない範囲において、認定機関の裁量が認められている。具体的な審議項目等について、具体的な審議項目等について、判断に迷うことがあれば、基準認証政策課に相談することが望ましい。

このほか、認定機関が産業標準の案を作成する際の留意事項としては、次のとおりである。

- ・ 全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映していること
- ・ 適用に当たり、同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものではないこと

これらについては、認定機関からの申出を受けた主務大臣が、当該産業標準の案の制定等が適切か否かを判断する際の基準となる。

なお、産業標準の案の体裁や様式、字句の修正などの軽微な内容については、産業標準作成委員会の審議事項にする必要はない。この場合の対応例としては、事務局への一任を産業標準作成委員会の規程で定め、産業標準作成委員会で事務局に一任する旨を議決する、といった形がある。

### (3) 主務大臣への申出

#### 法第14条

認定産業標準作成機関は、主務省令の定めるところにより、案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出を受けた主務大臣は、その申出に係る産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、適用しない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出をした認定産業標準作成機関に通知しなければならない。

#### 法第16条

第十一条から前条までの規定は、産業標準の確認、改正又は廃止について準用する。

#### 規則第2条の5

法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により認定産業標準作成機関が申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を産業標準の案とともに、主務大臣に提出しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を産業標準の案とみなし、その提出を省略することができる。

- 一 申出人の住所及び氏名又は名称
- 二 制定、確認、改正又は廃止しようとする産業標準の名称及び制定、確認、改正又は廃止の別
- 三 制定、確認、改正又は廃止しようとする理由
- 四 産業標準の制定、確認、改正又は廃止の案の申出までの経過又は産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（平成三十年内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第四条第二号に規定する産業標準作成委員会の議事録

#### 規則第2条の6

第二条の二及び第二条の三の規定は、法第十四条第一項の規定による申出について準用する。この場合において、第二条の二第三項中「原案」とあるのは、「産業標準の案」と読み替えるものとする。

＜参考＞ 規則第2条の2

主務大臣は、法第十二条第一項の規定による申出について、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（以下「大臣用電子計算機」という。）と、同項の規定による申出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「申出用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた法第十二条第一項の規定による申出は、大臣用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。
- 3 法第十二条第一項の規定により主務大臣に申出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同項の規定による申出を行うときは、前条の規定にかかわらず、大臣用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な申出様式に記録すべき事項及び原案を申出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。ただし、産業標準の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする産業標準を原案とみなし、その入力を省略することができる。

＜参考＞ 規則第2条の3

電子情報処理組織を使用して法第十二条第一項の規定による申出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、書面等を受理したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないときと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

認定機関は、認定範囲に含まれる産業標準の案の作成及び審議を行うことができることから、原案でなく案を添えて主務大臣に申出を行うことができる。

主務大臣は、原則として、その申出に係る産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認める場合であつて、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、当該案を産業標準として制定等行うことになる。

ただし、誤字や脱字により当該産業標準の内容が誤解され得る場合や、他の法令等との齟齬又は矛盾等がある場合はこの限りではなく、法第14条第3項の規定により、制定等すべきではない旨を主務大臣が認定機関に通知する可能性がある。こうした事態は、当該産業標準を真に必要とする人々又は社会に不利益を与える可能性もあり、認定機関は、申出に添える産業標準の案について、そのような誤り等が起きないように努めなければならない。

#### 4. 2 認定範囲に含まれる産業標準の制定等を主務大臣が必要と認める場合

##### 法第15条

主務大臣は、産業標準化の促進のため必要があると認めるときは、認定産業標準作成機関に対し、産業標準の案（当該認定産業標準作成機関の第二十二条第一項の認定に係る同条第二項第二号に規定する産業標準の案の範囲に属するものに限る。）の作成及び提出を命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項の提出を受けた場合において、その提出された産業標準の案が全ての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不当に差別を付するものでなく、適当であると認めるときは、これを産業標準として制定しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、適用しない。

##### <参考> 法第12条

利害関係人は、主務省令の定めるところにより、原案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る産業標準を制定すべきものと認めるときは、第十五条第一項の規定により認定産業標準作成機関（第二十四条第一項に規定する認定産業標準作成機関をいう。第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項並びに第十八条において同じ。）に産業標準の案の作成及び提出を命ずる場合を除き、産業標準の案を調査会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を徴しなければならない。

法第15条において、主務大臣は、認定範囲に含まれる産業標準について、必要があると認めるときは、認定機関に対して産業標準の案の作成及び提出を命じることができる旨規定されており、次のことが想定される。

##### (1) 委託事業により作成された原案が認定範囲に含まれる場合

産業標準の中でも、安全や環境配慮、消費者保護の観点、法令の技術基準、公共調達等で幅広く引用される等、公共の利益の確保につながるものについては、主務大臣が原案を作成し、制定等を行うことがある。具体的には、主務大臣が原案を作成する委託事業を実施することが想定される。当該原案が認定範囲に含まれない場合は、法第11条に基づき主務大臣がJISCに付議し、その審議を経て制定等を行うこととなる。

他方、当該原案が認定範囲に含まれる場合は、認定機関が産業標準の案を作成した方が、その能力及び専門性に優位性があり、かつ、JISCの審議を経ないことで

迅速に産業標準が制定等できると考えられるため、主務大臣が委託事業によって原案を作成した後、法第14条又は第15条に基づき、認定機関が申出又は提出を行うことが考えられる。

ここで留意すべき点は、当該産業標準の案について、認定機関が、法第15条に基づいた命令による提出ではなく、法第14条に基づく申出を行うことを妨げるものではない、という点である。具体的には、主務大臣が委託事業によって作成した産業標準の原案が、認定機関の認定範囲内であれば、その原案を参考に認定機関が産業標準の案を作成し、主務大臣に申し出ることには妨げられないということである。認定機関は、認定範囲における産業標準の制定等について積極的に貢献することが求められることから、主務大臣の命令を待たずに、認定機関が自主的に申出を行うことで、委託事業の目的が達成されることは制度の趣旨に反しない。

### (2) 法第12条第1項の規定に基づく申出が認定範囲に含まれる場合

法第12条第1項の規定に基づき、利害関係人から原案を添えて申出があった場合、主務大臣は、同条第2項の規定に基づき、JISCに付議することとなるが、当該原案が認定範囲に含まれる場合には、(1)と同様に、認定機関が産業標準の案を作成した方が、その能力及び専門性に優位性があり、かつ、JISCの審議を経ないことで迅速に産業標準が制定等できると考えられる。したがって、法第12条第2項では、JISCへの付議について、法第15条第1項の規定に基づき主務大臣が認定機関に案の作成を命じる場合を除く旨の規定が措置されていることを踏まえ、そのような申出があった場合は、法第15条第1項の規定に基づき主務大臣が認定機関に産業標準の案の作成を命じることになる。

なお、認定機関は、例えば、「事前調査」(4.1(1)参照)を実施している基準認証政策課からの情報提供等によって上記のような申出の動向を把握した場合、当該利害関係人と調整の上、当該産業標準の案の作成及び審議を行い、法第14条第1項の規定に基づき申出を行うことが望ましい。

### (3) 公共の利益を確保する場合

認定機関が認定範囲に含まれる産業標準の制定等を自主的に行わないことにより公共の利益が損なわれている場合等、主務大臣が、認定範囲に含まれる産業標準について、その制定等の必要があると認めるときは、主務大臣が認定機関に対して、当該産業標準の制定等のために法第15条に基づく命令を出すことがあり得る。

#### 4. 3 認定範囲に含まれる産業標準の5年見直し

##### 法第18条

主務大臣は、第十四条第二項又は第十五条第二項（これらの規定を第十六条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した産業標準がなお適正であるかどうかについて検討し、その結果を報告すべきことを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに当該産業標準に係る第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出又は第十五条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）の提出（第三項において「申出等」という。）を行つた認定産業標準作成機関に命じなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により検討を命じた認定産業標準作成機関からその検討の結果について報告を受けたときは、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは、当該報告に係る産業標準を改正し、若しくは廃止しなければならない。この場合において、第十六条において準用する第十一条の規定は、適用しない。

3 第一項の場合において、当該産業標準に係る申出等を行つた認定産業標準作成機関が第二十三条第一項の認定の更新をせず、第二十五条の規定により業務の廃止の届出をし、又は第二十七条の規定によりその認定を取り消されたときその他当該認定産業標準作成機関に命ずることが適当でないと認められるときは、当該認定産業標準作成機関の申出等に係る産業標準は、第十一条（第十六条において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が制定し、又は確認し、若しくは改正したものとみなして、前条の規定を適用する。

##### <参考> 法第11条

主務大臣は、産業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会の議決を経なければならない。

##### <参考> 法第17条

主務大臣は、第十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した産業標準がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに調査会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

法第18条の規定に基づき、主務大臣は、法第14条又は法第15条の規定に基づき制定等を行つた産業標準について、5年見直しの実施とその結果の報告を認定機関に命じることが義務付けられている。当該命令を受けた認定機関は5年見直しを行い、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

主務大臣は、当該報告を受けたときは、産業標準の案を用意し、確認/改正/廃止を速やかに行わなければならない。この場合において、認定機関は、認定範囲に含まれる産業標準の制定等に積極的に貢献することが求められることから、5年見直しを行った産業標準の案についても、法第16条において準用する法第14条の規定に基づき、自主的に申出を行うことが望ましい。

認定機関が、当該申出を自主的に行わない場合又は認定範囲に含まれるが法第18条の対象ではない産業標準（例として、認定範囲拡大により認定範囲となった産業標準のうち最新の制定等が法11条の規定に基づく場合等）の5年見直しを自主的に行わない場合、主務大臣は、原則として、法第16条において準用する法第15条の規定に基づき、認定機関に当該産業標準の案の作成及び提出を命じる（4.2（3）参照）。

なお、認定機関が業務の廃止又は認定の取消しとなった場合は、主務大臣が法第17条に基づいて5年見直しを行うことが、法第18条第3項に規定されている。

## 5. その他

### 5. 1 資料等の公表（機関命令第11条）

#### 機関命令第11条

認定産業標準作成機関は、産業標準作成委員会の終了後、遅滞なく、その資料及び議事録を公表しなければならない。

産業標準作成委員会の透明性を確保するため、認定機関のホームページに資料及び議事録を公開しなければならない（3. 3（1）②参照）。公表すべき資料は、次のとおりとする。

- ・産業標準作成委員会の委員名簿
- ・議事次第
- ・作成経過報告書
- ・制定・改正の産業標準の案
- ・その他関連資料（意見受付における意見や異議申立てへの対応等に関するもの。）

公表すべき議事録は、開催日時、出席者、対象となる産業標準の案及び議事内容等を記録すること。ただし、産業標準作成委員会において、個別企業の守秘義務に係る内容等公表すべきでないと判断された事項については、産業標準作成委員会での議決を得た上で非公表とすることが可能である。また、産業標準の案以外の事項について審議等を行う場合は、これらの資料及び議事録も非公表とすることができる。

## 5. 2 電子情報処理組織による手続の特例（機関命令第16条）

### 機関命令第16条

主務大臣は、第十四条の規定による提出について、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（以下「大臣用電子計算機」という。）と、同条の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機（以下「提出用電子計算機」という。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた第十四条の規定による提出は、大臣用電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に主務大臣に到達したものとみなす。
- 3 第十四条の規定により主務大臣に提出をしようとする者が、電子情報処理組織を使用して同条の規定による提出を行うときは、同条の規定にかかわらず、大臣用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な提出様式に記録すべき事項を提出用電子計算機（主務大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

### 電子申請基準告示第3項

- 三 産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（以下「機関命令」という。）第十六条第三項の規定による提出を行う者の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能の全てを備えたものでなければならない。
  - イ 機関命令第十六条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機から入手した提出様式に入力できる機能
  - ロ 機関命令第十六条第一項に規定する主務大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

当該規定は、e-JISCによる届出を行う場合について規定したものである。e-JISCを利用する場合は、書面に代えてe-JISC上に用意されたファイルの様式に必要な事項を入力すること。

e-JISCによる提出は、主務大臣の電子計算機に記録された時に、主務大臣に到達したものとみなされる。

機関命令第16条第3項では、「提出用電子計算機に関する告示に定める基準」に基づき、認定機関が使用する電子計算機は、e-JISCに入力できる機能と通信機能を備えなければならない旨が規定されている。したがって、e-JISCのアプリケーションソフトがセキュリティや機能向上等によりバージョンアップした場合であっても、認定機関はe-JISCの入力作業が可能な環境整備に努めなければならない。

### 5. 3 識別番号等の通知（機関命令第17条）

#### 機関命令第17条

電子情報処理組織を使用して第十四条の規定による提出をしようとする者は、あらかじめ、経済産業大臣が告示で定める様式による書面及び事実を証する書類（以下この条において「書面等」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、書面等を受領したときは、当該書面等を提出した者に識別番号及び暗証番号を通知するものとする。
- 3 書面等を提出した者は、提出した事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止したときは、遅滞なく、書面等を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、書面等を提出した者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

#### 電子申請様式告示本文

産業標準化法施行規則第二条の三第一項（第二条の六において準用する場合を含む。）及び産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令第十七条第一項に規定する書面等の様式は、別記様式とする。

e-JISCを利用するためには、認定機関として認定された後、経済産業大臣に対し、利用する者等を記載した告示で定めた書類を提出しなければならない。留意事項は、次のとおりとする。

- ・利用する者は、産業標準作成業務に従事する者であることが望ましいが、産業標準作成業務に従事する者の指示のもと利用する者であれば、この限りではない。
- ・利用者個人に識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）が付与される。セキュリティ等の観点から複数者によるIDの共用は認めていないため、利用する者全員分の申請を行う必要がある。
- ・人事異動等で利用する者を変更する又は利用をやめる場合は、遅滞なく、その旨を提出しなければならない。
- ・セキュリティその他の理由により一定期間又は不定期にパスワードの変更を求められることがある。なお、セキュリティ上問題のある利用が判明した場合や一定期間利用がないなど、e-JISCの利用をすることが適切でないと認められる場合は、使用を停止することがある。
- ・認定機関が認定の更新をしないとき、業務の廃止をしたとき、認定を取り消されたときなど、利用を停止することがある。ただし、認定の更新を行えば、継続して使用することができる（再度の申請は不要）。